

まほろば健康パーク管理事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

まほろば健康パーク管理事務所長に対する事務委任規則

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）に基づき都市公園の管理事務を執行する知事及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）に規定する知事の権限のうち、まほろば健康パーク（以下「健康パーク」という。）の管理に関し次に掲げるものは、まほろば健康パーク管理事務所長に委任する。

- 一 法第六条第一項の規定による許可のうち同条第四項に規定する期間の更新に係る許可を与え、及び法第八条の規定により当該期間の更新に係る許可に条件を付すること。
- 二 法第十条第二項の規定により必要な指示をすること。
- 三 法第十七条第一項の規定により都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。
- 四 条例第三条第一項の規定による許可を与え、同条第三項の規定により当該許可に条件を付し、及び同条第四項の規定により許可証を交付すること。
- 五 条例第四条第二項第三号の規定による許可を与えること。
- 六 条例第五条の規定により健康パークの利用を禁止し、又は制限すること。
- 七 条例第八条第一項の規定により同項第二号から第五号までに掲げる公園施設の使用の承認を与え、及び同条第三項の規定により当該承認に条件を付すること。
- 八 条例第九条第一項又は第二項の規定による監督処分を行うこと。
- 九 条例第十条の規定による届出を受理すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。
（流域下水道センター所長に対する事務委任規則の廃止）
- 2 流域下水道センター所長に対する事務委任規則（昭和五十五年六月奈良県規則第六号）は、廃止する。